平成２２年（フ）第５２７号
山梨県甲府市下河原町３番51―302号
債務者　横田　　猛
1　決定年月日時　平成22年12月22日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月21日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第５４９号
山梨県中央市西花輪4537番地
債務者　大石　妙子
1　決定年月日時　平成22年12月22日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月21日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第５５０号
山梨県北杜市小淵沢町上笹尾3332―375、住民票上の住所長野県諏訪郡富士見町落合9894番地21
債務者　ＫＡＴＥＤＺＡ　ＮＨＡＭＯＩＮＥＳＵ　ＵＳＡＩＨＷＥＶＵ
1　決定年月日時　平成22年12月22日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月21日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第５５４号
山梨県韮崎市中央町３番16号
債務者　深澤　紀子
1　決定年月日時　平成22年12月22日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月21日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第５５７号
山梨県韮崎市大草町若尾730番地
債務者　高井　公夫
1　決定年月日時　平成22年12月22日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月21日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第７４１号
岐阜市花月町２丁目１番地８　カワムラコーポ102号室
債務者　髙山　豊彦
1　決定年月日時　平成22年12月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月21日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第７４２号
岐阜市北島８丁目３番８号
債務者　加藤　真一
1　決定年月日時　平成22年12月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月21日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第７４３号
岐阜市北島８丁目３番８号
債務者　加藤　直美
1　決定年月日時　平成22年12月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月21日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第７６３号
岐阜市早苗町７丁目11番地４
債務者　小川建築デザインハウスこと　小川　勉
1　決定年月日時　平成22年12月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月21日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第７６４号
岐阜市早苗町７丁目11番地４
債務者　小川　悦子
1　決定年月日時　平成22年12月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月21日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第３５７０号
愛知県春日井市藤山台３丁目１番地３　329号棟314号室
債務者　菊地　伸和
1　決定年月日時　平成22年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第７９９号
愛知県岡崎市久後崎町字鳩部屋26番地１　久後崎ハイツ205
債務者　平野　　悟
1　決定年月日時　平成22年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月21日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第８６９号
愛知県豊田市東山町４丁目1132番地37
債務者　茨木　隆志
1　決定年月日時　平成22年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月21日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第６４号
兵庫県丹波市春日町野村1835番地11
債務者　横山　裕美
1　決定年月日時　平成22年12月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月21日まで
神戸地方裁判所柏原支部破産係

平成２２年（フ）第１６８８号
広島県東広島市八本松町正力1239番地１　ハッピーデイズＡ棟202号
債務者　山本美由紀
1　決定年月日時　平成22年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月21日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１６９９号
広島市中区住吉町２番16―404号
債務者　藤本　淳子
1　決定年月日時　平成22年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月21日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１７１７号
広島市東区矢賀２丁目８番４―201号
債務者　福本　直樹
1　決定年月日時　平成22年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月21日まで
広島地方裁判所民事第４部